「JAL 退職者懇談会」11月25日ミニ学習会へのお誘い

年金減額の現状と行政不服審査請求の仕方

今年10月から3年間で2・5%の年金額引き下げがおこなわれます。

全日本年金者組合も2・5%の年金額引き下げについて「行政不服審査請求」運動に取り組んでいます。 年金額改定通知(10月分1%の削減通知)は12月上旬に届きます。

その時点から 60 日以内に審査請求書を提出することが必要です、請求は本人もしくは代理人で可能です。 不服審査請求は法律によって定められている国民の権利です。「行政庁の違法または不当な処分・行為 に関して、国民の権利利益の救済を図る」ことを目的とすることを規定しています。

年金減額の現状と行政不服審査請求の仕方について下記のようにミニ学習会を行います。 皆様のご参加をお待ちしています。

ミニ学習の主な内容

1, 年金減額の現状について

| 日時 | 項目 |
|------------|-------------------------------|
| 2013年10月1日 | 特例水準解消のため年金支給額を1%減 |
| 2014年4月1日 | 特例水準解消のため年金支給額を1%減 消費税が8%に |
| 2015年4月1日 | 特例水準解消のため年金支給額を 0.5%減 |
| 2015年10月1日 | 消費税が 10%に (予定) |

1. 行政不服審査請求の仕方について

国民年金法第1条(国民年金制度の目的) は憲法第25条(国民の生存権、国の社会保障的義務) の理念にもとづいて「健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と定めています。

又、国民年金法第101条(不服申立)で不服がある者は、「社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」と定めています。

具体的には審査請求の手続きは「社会保険審査官及び社会保険審査会法」によって行われます。

1. 講師 社会保険労務士 今関 禎矩さん (JAL 退職者懇談会世話人)

日時 2013年11月25日(月曜日) 午後1時30分~4時

場所 生涯学習センター 305 号会議室 JR 新橋駅 烏森口徒歩 3 分 港区新橋 3-16-3 学習センター電話: 03-3431-1606

นี้ และสายสายเกราะ การเกาะ และ และ เกาะ การการสายสายสายเกาะ และ และ และสายสายสายเสาะ การเกาะ เล่าเลื่อ

*参加費は無料です。



JAL退職者懇談会の連絡先アドレスは jalobkondankai@gmail.com

「JAL退職者懇談会」ホームページアドレスは http://www.jalobkon.justhpbs.jp/ です。